ショートステイ 遊生の里 利用料金表 【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(I)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本報酬 単位数	各種加算 単位数 ※2	エーグト空() 7 護) サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費·食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第 4 段階	要支援1	529	6	¥544	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,055	
	要支援2	656	6	¥674	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,185	
	要介護1	704	32	¥749	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,260	
	要介護2	772	32	¥818	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,329	
	要介護3	847	32	¥894	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,405	
	要介護4	918	32	¥967	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,478	
	要介護5	987	32	¥1,037	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,548	
第3段階②	要支援1	529	6	¥544	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,214	
	要支援2	656	6	¥674	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,344	
	要介護1	704	32	¥749	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,419	
	要介護2	772	32	¥818	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,488	
	要介護3	847	32	¥894	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,564	
	要介護4	918	32	¥967	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,637	
	要介護5	987	32	¥1,037	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,707	
第3段階①	要支援1	529	6	¥544	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥2,914	
	要支援2	656	6	¥674	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,044	
	要介護1	704	32	¥749	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,119	
	要介護2	772	32	¥818	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,188	184
	要介護3	847	32	¥894	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,264	
	要介護4	918	32	¥967	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,337	
	要介護5	987	32	¥1,037	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,407	
第 2 段階	要支援1	529	6	¥544	¥880	¥600	¥1,480	¥2,024	
	要支援2	656	6	¥674	¥880	¥600	¥1,480	¥2,154	
	要介護1	704	32	¥749	¥880	¥600	¥1,480	¥2,229	
	要介護2	772	32	¥818	¥880	¥600	¥1,480	¥2,298	
	要介護3	847	32	¥894	¥880	¥600	¥1,480	¥2,374	
	要介護4	918	32	¥967	¥880	¥600	¥1,480	¥2,447	
	要介護5	987	32	¥1,037	¥880	¥600	¥1,480	¥2,517	
第 1 段階	要支援1	529	6	¥544	¥880	¥300	¥1,180	¥1,724	
	要支援2	656	6	¥674	¥880	¥300	¥1,180	¥1,854	
	要介護1	704	32	¥749	¥880	¥300	¥1,180	¥1,929	
	要介護2	772	32	¥818	¥880	¥300	¥1,180	¥1,998	
	要介護3	847	32	¥894	¥880	¥300	¥1,180	¥2,074	
	要介護4	918	32	¥967	¥880	¥300	¥1,180	¥2,147	
	要介護5	987	32	¥1,037	¥880	¥300	¥1,180	¥2,217	

1単位=10.17円

※1 第4段階:下記第1段階~第3段階以外の方

第3段階②:世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下

であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方

第3段階①:世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万超120万円以下の方

第2段階:世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下

であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階: 生活保護を受けている方など

- ※2【上表で計上している加算】
 - ・夜勤職員配置加算(Ⅱ):18単位/日 ※介護予防は除く ・看護体制加算(Ⅱ):8単位/日 ※介護予防は除く
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ):6単位/日

【上表で計上していない加算】

- ・若年性認知症利用者受入加算: 120単位/日 ※対象者のみ算定する
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ):(基本部分単位数+各種加算単位数)×13.6%が別途かかります。
- ※3 食費1日につき、おやつ代として150円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。
- ※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。

(通常の送迎範囲) 新潟市(西蒲区全域)

- ※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。
- ※6 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、 表中網掛けの『サービス利用料金合計額(1日)』の金額が2倍(3倍)になります。